第９期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

計算書類の個別注記表

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

株式会社Aiming

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://aiming-inc.com/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

個別注記表

重要な会計方針

1　重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

③ コンテンツ

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

なお、費用配分方法については見積回収期間に基づいております。

④ 貯蔵品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2　重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 2007年４月１日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

② 2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物

法人税法に規定する定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	８～15年
機械及び装置	７年
工具、器具及び備品	４～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウエア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3　重要な繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用処理しております。

4　重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、該当する受注契約がないため、受注損失引当金を計上しておりません。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度においては、支給見込額がないため、賞与引当金を計上しておりません。

5　重要な収益及び費用の計上基準
　受注制作に係る収益及び費用の計上基準
(1) 事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
　工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）
(2) その他の受注契約
　工事完成基準

6　消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号、2018年２月16日）に伴う「会社施行規則及び会計計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号、2018年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。なお、この変更による影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1　担保に供している資産
　敷金及び保証金　　7,012千円
　資金決済に関する法律に基づき、法務局へ供託しております。

2　有形固定資産の減価償却累計額　　91,886千円

損益計算書に関する注記

1　関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	319千円
販売費及び一般管理費	5,793千円

2　減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	建物等	200,308千円

当社は、原則として、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、会社全体の収益は回復傾向にあるものの、依然として十分ではないため、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウエアについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、次のとおりであります。

建物	92,852千円
機械及び装置	3,488 〃
工具、器具及び備品	14,954 〃
ソフトウエア	22,260 〃
敷金及び保証金	66,753 〃
合計	200,308千円

なお、回収可能価額は主に使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額はゼロと算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1　当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　36,233,600株

2　当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　781,500株

3　剰余金の配当

(1) 配当金支払額

該当事項はございません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はございません。

4　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　900,500株

税効果会計に関する注記

1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	当事業年度 (2019年12月31日)
繰越欠損金	1,873,448千円
コンテンツ等償却費超過額	93,463千円
繰越外国税額控除	34,666千円
敷金引当金	34,196千円
その他	73,989千円
繰延税金資産小計	2,109,764千円
評価性引当額	△2,109,764千円
繰延税金資産合計	―千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にオンラインゲーム事業への事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融資産の内容及びそのリスク

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金、並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借の際に生じる敷金のうち返還される部分の金額を計上したものであり、信用リスクに晒されていますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、すべて１年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、預金、営業債権並びに敷金及び保証金について、経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち48%が特定の取引先に対するものであります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注３）を参照ください)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	860,225	860,225	―
(2) 売掛金	643,113		
貸倒引当金（注１）	△77		
売掛金（純額）	643,035	643,035	―
(3) 未収入金	60,171	60,171	―
(4) 買掛金	(63,325)	(63,325)	―
(5) 未払金	(283,575)	(283,575)	―
(6) 未払法人税等	(30,093)	(30,093)	―
(7) 未払消費税等	(74,073)	(74,073)	―
(8) 長期借入金（１年内に返済予定のものを含む）	(375,180)	(375,180)	―

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１） 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注２） 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

これらは変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注３） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	2,994
敷金及び保証金	409,131

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

敷金及び保証金については、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

（注４） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	860,225	―	―	―

売掛金	643,113	―	―	―
未収入金	60,171	―	―	―
合計	1,563,511	―	―	―

（注５） 長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）
長期借入金	375,180	―	―	―
合計	375,180	―	―	―

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　31円23銭
１株当たり当期純損失　　34円06銭

重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第７回新株予約権の発行

当社は、2020年２月14日付の取締役会において、グロース・キャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第７回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

（１）割当日	2020年３月６日
（２）新株予約権の総数	37,700個
（３）発行価額	総額5,730,400円（本新株予約権１個当たり152円）
（４）当該発行による潜在株式数	潜在株式数：3,770,000株（本新株予約権１個当たり100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されておりますが、下限行使価額（下記（６）を参照。）においても、潜在株式数は3,770,000株であります。なお、上限行使価額はありません。
（５）調達資金の額（差引手取概算額）	1,837,950,400円（差引手取概算額1,826,950,400円）（注）

（６）行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額　486円 上限行使価額はありません。 下限行使価額　292円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」といいます。）に、決定日の直前取引日（同日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ」といいます。）がない場合には、その直前のＶＷＡＰのある取引日）におけるＶＷＡＰの90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切上げます。）に修正されます。ただし、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
（７）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、グロース・キャピタル株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
（８）譲渡制限及び行使数量制限の内容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、下記の内容について合意する予定です。 ①新株予約権の行使制限措置 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、ＭＳＣＢ等（同規程に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。 また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。さらに、当社は、割当予定先からの譲渡先となる者（譲渡先となる者から譲渡を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行います。 ②新株予約権の譲渡制限 割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。ただし、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。

（9）本新株予約権の行使期間	2020年３月９日から2022年３月８日まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
（10）資金の使途	①新作オンラインゲームの企画・開発費用 ②サービス提供中のオンラインゲームのプロモーション費用、運営関連費用
（11）その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結する予定です。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。